

公有化後における史跡等の管理・活用計画

様式31・32

補助事業者名	大分市	事業名	史跡・里官衙遺跡	事業形態	直接買上げ								
(1) 公有化の目的(公有化しようとする史跡等の現状・課題を踏まえて明記すること)													
<p>史跡里官衙遺跡は、令和4年11月に史跡指定、令和5年9月、令和6年10月に一部が追加指定され、現在に至っている。 城原・里遺跡は発掘調査により古代の役所跡が確認されている遺跡である。古墳時代の豪族の居宅から「評衙」、「郡衙」といった地方の役所へと変遷していく過程を具体的に示しており、律令政治の形成過程を解明する上で非常に重要な遺跡である。 城原・里遺跡では、民間開発により宅地化が進められており、特に、古代の大型掘立柱建物群や総柱倉庫跡が確認された「里地区」では、遺跡の保護が急務となっていた。そのため、令和4年度から6年度にかけて指定及び公有化を進めた。さらに、令和8年度には、令和6年度に追加指定された民有地について公有化を行う。 里官衙遺跡の重要な遺構がそのまま保存されることは、今後の大分の古代を語るうえで重要である。さらに里官衙遺跡の公有化を進めることにより、近隣の海部古墳資料館や国指定史跡「亀塚古墳」とあわせて学校の歴史学習や歴史観光としての幅も増し、歴史文化の魅力の発信力の向上につながる。 なお、下記6筆の公有化が完了しなければ、保護を要する範囲の内、主要な遺跡の本質的価値を構成する諸要素の確実な保存が困難となる。</p>													
(2) 令和8年度公有化の計画													
番号	公有化計画地	公有化の緊要性			令和9年度以降当面の活用方針								
1	大分市大字里字台1320番11	所有者が、史跡指定後の速やかな公有化を条件に指定に同意した経緯があるため。			近隣の海部古墳資料館の展示コーナーをリニューアルするとともに、デジタルアーカイブを作成し、情報発信を行う。								
2	大分市大字里字台1320番16	所有者が、史跡指定後の速やかな公有化を条件に指定に同意した経緯があるため。											
3	大分市大字里字台1320番17	所有者が、史跡指定後の速やかな公有化を条件に指定に同意した経緯があるため。											
4	大分市大字里字台1320番19	所有者が、史跡指定後の速やかな公有化を条件に指定に同意した経緯があるため。											
5	大分市大字里字台1320番20	所有者が、史跡指定後の速やかな公有化を条件に指定に同意した経緯があるため。											
6	大分市大字里字台1320番18	所有者が、史跡指定後の速やかな公有化を条件に指定に同意した経緯があるため。											
当該年度事業費		150,133千円	当該年度補助額	120,106千円									
(3) 公有化及び管理・活用の実施スケジュール(長期的な視点で明記すること)													
種別	内容(具体的な実施方法を含めて明記する)		R8	R9	R10	R11	R12	R13	R14	R15	R16	R17	備考
公有化			R8	→									
管理 (R8買上地)	草刈	業者に委託し、年2回実施	R9～										→
	巡回監視	文化財職員によるパトロールを年4回実施	R9～										→
活用 (R8買上地)	暫定整備	史跡解説板設置済(R6)											
	情報発信用コンテンツ作成	近隣の海部古墳資料館の展示コーナーをリニューアルする	R9～10		→								
	情報発信用コンテンツ作成	デジタルアーカイブの作成及び情報発信	R11～12			→							
活用 (全体計画)	整備計画等策定	文化財保存活用地域計画策定(令和9年度策定予定)	～R9	→									
	整備計画等策定	保存活用計画策定	R10以降			-----→							
上記に係る特記事項													